

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
電力・ガス基本政策小委員会 ガス事業制度検討ワーキンググループ（第5回）

日時 平成31年1月29日（火）17：08～18：38

場所 経済産業省本館地下2階講堂

○下堀ガス市場整備室長

ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第5回ガス事業制度検討ワーキンググループを開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日、橘川委員とオブザーバーの石油資源開発株式会社の中島経営企画部長は、ご欠席となる旨、ご連絡をいただいております。

それではまず、本日の資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様には、お手元にi P a dをご用意させていただいておりますが、議事次第にもございますとおり、資料1が議事次第、資料2が委員等名簿、資料3がガス卸供給に関する検討、資料4が一括受ガスに関する検討、以上でございます。

i P a dに不具合がございましたら、事務局までお知らせください。

それでは、以降の議事進行は山内座長にお願いいたします。

○山内座長

皆さん、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今ご説明ありましたように、2つの議題となっております。1つ目がガス卸供給に関する検討について、2つ目が一括受ガスに関する検討についてです。

それでは、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。もちろん傍聴は可能でございますので、引き続き傍聴される方はご着席をいただきたいと思います。

それでは、1つ目の議題、ガス卸供給に関する検討について、事務局からご説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

では、資料の3を使いまして、ご説明をいたします。

スライド1から何ページかは、まず、前回のワーキングのおさらいでございます。

スライド1、前回のガスワーキングでは、卸供給に関しまして、相対取引活性化の基本的コン

セプトにつきまして、委員・オブザーバーの皆様から概ね理解が示されたと思っております。

一方で、ガス小売事業のプラットフォームを運営する事業者への留意の必要性にも言及があったということで、今回の取組に賛同することですとか、真ん中ぐらい、新規のプラットフォームを提供する事業者の事業意欲を削ぐような措置にならないよう、今回の取組でどういった影響があり得るのかも少し見ていく必要がある、卸市場を歪めるリスクがないかといったご意見をいただきました。

次のスライドでございます。

卸元事業者と利用事業者ということでございまして、卸元事業者の範囲につきましては、いわゆる第1グループ、第2グループの旧一般ガス事業者から検討する方針に一定の理解が示されたと思っております。今回、実際にどういう対象になるかというのは、引き続き各社にてご検討いただいているところでございまして、次回、2月末のワーキングにおいては、何らか調整したものをお示したいと思っております。

また、この措置を利用する事業者につきましては、委員・オブザーバーから、きちんと整理を進めるべきという論点が幾つか示されました。例えば、今日も議論いたしますけれども、グループ会社というのはどういう定義にするかといった話であるとか、あるいは、既に小売市場に新規参入済みの事業者であっても、調達量が利用上限量に未達の場合は措置の対象とする必要はないかといった話であるとか、そういったところのご意見があったかと思っております。

続きまして、次のスライドでございます。

卸供給の形態と契約期間ということでございますが、形態につきましては、ワンタッチ卸の制度設計を進める方向性が示されたと思っております。

契約期間につきましては、特に卸価格の改定、こちらのタイミングについてはきちんと整理をしたほうが良いのではないかというご指摘がありましたので、本日、こちらでも議論させていただきます。

次のスライド4でございます。

卸価格につきまして、非公表の上限価格方式の採用、それから、上限卸価格のモニタリングの実施という方針に理解が示された一方で、控除される一定経費、ひいては卸価格算定の詳細やモニタリング方法等は、今後の検討事項とされたところと承知をしております。卸価格につきましても、詳細は現在調整中でありまして、ぜひ次回、詳細を議論させていただきたいと思っております。

次のスライドでございます。

スライド5、利用上限量でございますが、一事業者当たりの上限量を設定する方針、それから、

第1、第2グループ間で上限量に差を設けるという方針に一定の理解が示されたと思っておりますが、上限量以上の卸供給に関する注視の必要性とか、あるいは将来的な制度見直しの可能性について言及があったと思っております。

続きまして、次のスライドは、新規参入者の自立、卸元での情報管理というのもコメントが幾つかございました。

今まで前回のまとめをざっとさせていただきましたが、これを踏まえて、いただいた論点あるいは質問等に、今回、丁寧にお答えしていこうと思っております。

スライド7でございます。

グループ会社の定義ということで、前回の資料が、このスライドの下半分が前回の資料の抜粋でございます。この卸活性化策の利用事業者の対象外とするグループ会社、こちらについて具体的な定義を置くように指摘があったと思っております。グループ会社の整理は、実質的に都市ガスの調達能力を有していると考えられる事業者を今回の取組の対象に含める必要はないのではないかと、それから、都市ガス調達を利用上限量以上に行うために、意図的にガス小売事業の主体を分割する等の事態というのは、これは防止する必要があるのではないかと思っておりますので、そういう観点で検討したいと思っております。

3つ目の丸になりますけれども、グループ会社の考え方は、会計ルールを参考に、支配関係にある親会社と子会社、それから、親子関係に関連する兄弟会社、財務及び営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与える関係にある関連会社、その他の関係会社の5類型、こちらを踏まえつつ、範囲を検討してはどうかと思っております。

次のスライド8でございます。

少し先ほどもご紹介しましたが、前回議論のありました、既に小売市場へ参入済みの新規ガス小売事業者であっても今回の取組対象とする必要性について、ご意見があったところでございます。

交渉力の弱い小規模な事業者であっても、ガス小売事業への新規参入と相当量の需要獲得が可能となる環境の整備、こちらを前回の資料でも、この卸取引活性化策の目的としております。そういう観点でいえば、しっかりそういう新規参入者、既に入っている方であっても、そこに支援するというのは重要だと思っておりますし、また、参入済みの事業者とこれから参入する事業者との間で、都市ガス調達の環境に差を設ける合理性はないのではないかと思っております。そういう観点で、既に小売市場へ参入済みの新規ガス小売事業者であっても今回の取組対象と整理してはどうかと思っております。

先ほどのグループ会社の議論とあわせると、利用事業者の対象外とするものは、ガスの発生

設備を保有する事業者及びそのグループ会社、並びに既に取組を利用している事業者のグループ会社と整理してはどうかと思っております。

次のスライド9でございます。

利用事業者またはそのグループ会社がガス発生設備を保有することとなった場合であっても、今回の取組をしばらくの間継続利用できるようにするというお話がありましたが、しばらくの間とはどのくらいでしょうかというご質問もあったかと思えます。

通常、ガス発生設備を自前で保有する事業者というのは、今回の利用上限量よりも大きな供給能力を確保することが想定されますので、ガス発生設備の営業運転開始後に措置の対象外となったとしても、ガス小売事業の運営に支障は生じないと考えられます。ということ踏まえて、利用事業者またはそのグループ会社が保有するガス発生設備の営業運転開始までと期限を決めるのはいかがかと思っております。

次のスライド10でございます。

卸元事業者の小売料金改定、これに伴って卸価格の改定がありますけれども、こちらのタイミングを整理する必要性というのが前回のご意見でございました。

卸価格が値上げされる場合、利用事業者は、卸価格の値上げ前に小売料金を値上げするかどうか、するとしたらいくら上げるのか、あるいは据え置きなのか、こういうのを利用事業者のほうで検討する必要があると思います。そういった観点では、利用事業者が小売料金の値上げを判断するに必要な期間、それから需要家への事前周知に要する時間、こういったものを考慮して、例えば、卸価格の値上げ予告は値上げの3カ月以上前に卸元事業者から行くと整理するのはどうかと思っております。

また、今度は値下げの場合ですけれども、値下げの場合は、卸元事業者の小売料金と卸価格の値下げが連動するにもかかわらず、卸価格の値下げタイミングだけが遅れると、これは利用事業者が追随して小売料金を値下げするというのが難しくなります。こういった事態を回避するために、小売料金と卸価格の値下げが連動する場合は、卸元事業者というのは、その値下げタイミングを一致させると整理するのはいかがかと思っております。

次のスライド11でございます。

料金の標準メニューが特に経過措置の対象でない卸元事業者、こちらは非公表にしませんかという懸念が示されたと思っております。

ガスの小売のガイドラインにおきましては、ガスの小売事業者が一般消費者向けの定型的なメニューを標準メニューとして公表することを望ましい行為として位置づけております。仮にこれを非公表にした場合は需要家の利便性を損なうということも踏まえまして、きちんと公表される

ことがやはり文字どおり望ましいというわけですが、今回の措置においては、この上限価格の算定要素となる標準メニューの公開状況を卸価格に関するチェック事項の一つとして、フォローアップするのはいかがかと思っております。

次のスライド12でございます。

利用事業者ごとの利用上限量につきましては、前回もご説明したような理由で、第1グループと第2グループに一定の差を設ける必要性とか、そして、それらを踏まえて量としては、私は口頭で、第1グループであれば年間100万立米ぐらい、第2グループについては年間50万立米ぐらいとしてはどうかというところで提示させていただいたところでありますが、そちらについて、こういう資料に書き込んだところでございます。

ただ、利用上限量の水準の妥当性というのは、卸取引の状況を踏まえて、事後的に検証するというのも重要かと思っておりますので、そういうご提案をさせていただいております。

13ページでございます。

旧一般ガス事業者以外の卸元事業者が存在する供給区域におきまして、今回の取組の合理性、あるいは、利用事業者と他の卸元事業者の両者の視点を踏まえた利用上限量、上限卸価格の妥当性について指摘がありました。旧一般ガス事業者を含むそれぞれの卸元事業者がより積極的に、自主的にガス卸供給へ取り組むことというのは、さらなる新規参入が期待されると思っておりますし、また、今回の取組、事業者による自主的な取組と前回お話をしましたが、旧一般ガス事業者との卸取引を新規参入者に義務づけるものではないということでありまして、そういった意味で、イコールフットィングの観点からも、事業者の自主的な取組というところから、卸元事業者間の競争を歪めるというのは想定し難いのではないかと我々としては思っております。

ただ、利用上限量と上限の卸価格につきましては、卸元事業者間の競争を歪め得るような大量または不当に割安な卸供給が旧一般ガス事業者によりなされないような整理、あるいは、卸価格が新規参入者のガス小売事業へのモチベーションを喚起し得る水準となるような、そういった整理、こういったことを今後の整理において留意していくのはどうかと思っております。

最後のスライド、14でございます。

やはり、これらの策をやりっ放しというわけではなくて、定期的にフォローすることが大事だと思っておりますので、そのためのいわゆるKPIといいますか、そういったものをこういう観点でフォローアップしてはどうかという案でございます。

大きく①、②でございますけれども、今回の取組の利用相談者数とか、利用者数、新規参入者数、卸元事業者数、スイッチング件数、需要家の獲得状況であったり、新規参入者のシェアだったり、自社内の契約メニューの乗りかえ件数というのは当然チェック項目になると思います。

さらには、ガスの利用の拡大であるとか、ガスの自由化の進展というのを見極めるに当たって、他のエネルギーとの競争であるとか、あるいはガスの販売量の推移、調定件数の推移、導管の延伸状況であったり、都市ガスの普及率、こういったものもフォローアップの項目になり得るのではないかと思っております。

私からは以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見を伺いたいと思います。例によりまして、発言される委員、発言をご希望される委員の方はお手元の名札を立てていただくようお願いをいたします。

どなたか発言はございますでしょうか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

既に事務局から適切に説明していただいたので、あえて言う必要もないかと思いますが、念のために確認させてください。

今回新たに作られた制度は、まず卸元としては、対象となるのは旧一般ガス事業者の一部で、その意味で限定された話。さらに、対象はワンタッチだけで、形態も限定された話。さらに、量として100万あるいは50万と限定されている。それでも今まで無かったものをこの制度を出発点にして入れることは大きな前進だと思いますので、高く評価すべきだと思います。

一方で、今言った3つの限定から外れたところは、もう何もやらなくてもいいということではない。当然、卸売に対して一般的にかかる規範、例えば独禁法の規制などは当然他の形態の卸売にもかかる。

例えば、今回は元々のガス事業者だけですが、電力会社だってLNG基地を持っているわけで、熱調設備とかも備えているということになれば十分な卸供給元になれるというときに、そこに卸供給してくれと交渉に行ったら門前払いになったというようなこと、門前払いというのは、要するに卸価格は無限大ということに対応すると思いますが、そういうようなことが起こったり、もちろん理由があつてそうしているという場合には違法ではないと思いますが、むやみに拒絶したり、どう考えても合理的だと思えない理由や条件で断らせるということがあったときに、今回の制度の外だけでも当然一般的な規範による規制の対象にはなる。あるいは、もしそういうことが頻発することになり、そこにも制度の網をかけたような、何か新しい制度を作らなければいけないという議論の出発点にもなり得る。今回対象とならなかった電力事業者も、卸供給は合理的

な範囲内で積極的に行ってほしい。

ガス事業者に関して、今回制度化されたのはワンタッチ卸ですが、ワンタッチ卸以外のところも同じように一般的な規範、ルールは適用される。この議論でも出てきましたが、基地での卸供給に関して、門前払いというようなことだと、これは取引拒絶に当たる可能性だってあるということは十分考えていただいて、もちろん合理的な価格を超えて低く売れと言っているわけじゃないですけども、合理的な対応はぜひしていただきたい。

それから、ここの議論でも、100あるいは50という量に関して、これ以上のことをこの制度ではカバーしないということですけども、そのカバーしなかった理由は何なのかというと、100を超えたら拒否してもいいという発想ではなく、常識的に考えても、100が101になった途端に拒否されるだとか、すごく高い価格を言われるというのはすごく変な状況なわけですね。

そのようなときに、でも、多くの量を買う事業者ならば、それはいろんな交渉力は十分あるだろうから、合理的な値段をこの制度で守らなくても、まともな価格、合理的な価格で購入できるという予想に基づいてこうしたということ。もし現実これが100から101になった途端に断られるとか、ものすごい価格を要求されるということになったとすれば、支配的事業者がそのような不思議な行動をとったとすれば、監視の対象になるし、場合によっては、規制の対象はこれでは足りなかったという議論を誘発しかねない。

長々と話しましたが、今回、三重に限定されたものが措置されたときに、これはやるということこれから制度化するわけですが、これだけやれば他は何にもやらなくてもいいだとか、100を超えたらもう超えた途端に拒否してもいいという制度を作ったのではないということは、どんなに繰り返しても繰り返し過ぎじゃないと思いますので、念のために確認させていただきました。

以上です。

○山内座長

次、佐藤オブザーバー、どうぞ。

○佐藤オブザーバー

私からは3点、ご意見を申し上げたいと思います。

1点目は、東京エナジーアライアンスのようなプラットフォーム事業者も旧一般ガス事業者から卸供給を受けられるような制度措置を追加検討していただきたいということでございます。

もともとガス事業は料金に占める原料費の割合が高く、小売分野では事業者ごとの価格差がつきにくいと存じております。そのような状況下で当社は、自由化後のガス事業参入を目指す多くの企業の方々と意見を重ねまして、同時同量、消費者保安、顧客管理、機器販売といった原料調

達以外の附帯サービスについても、徹底的な利便性の追求と効率化を図ったプラットフォーム事業をニチガスと立ち上げ、その結果、多くの新規事業者にご利用いただいております。

そういった経験から申し上げますと、事務局からお示しいただいております一定経費以外は全て旧一般ガス事業者が提供する事業スキームでは、価格差はさらにつきづらく、新規参入の促進効果としては不十分ではないかと考えております。もちろん、現在プラットフォームがないエリアにおいてはある程度有効な施策と考えますが、そういったエリアにおいて旧一般ガス事業者からの卸供給をぜひプラットフォーム事業者も受けられるようにしていただき、事業者の創意工夫によって生み出される適正な価格競争により、都市ガス市場がさらに活性化されるような制度措置をお願いいたします。

次に、2点目といたしまして、利用上限量についてですが、電力会社をはじめ幾つかの事業者とお話しした限りでは、事業が成立する販売量としては少な過ぎるという意見を多くいただいております。

年間50万立米といえば、一般家庭1,500件程度の規模になります。1,500件から得られる年間利益は、恐らく従業員1人分の人件費にも満たないと思います。電力市場における通信系や石油元売会社の販売規模が数万件に及ぶことを考えれば、このような低い上限量の設定は事業者にとって新規参入の大きな制約になると思われまます。そのためにも、上限量に達した後の卸元事業者との継続的な取引についても、望ましい行為や問題となる行為の例を適正取引ガイドラインにきちんと明記し、利用事業者にとって不利に働くことのないようにしていただきたいと思ひます。

また、ガイドライン記載後の対応として、既にガイドラインにおいてガス保有事業者から小売事業者への卸供給を望ましい行為と定めているにもかかわらず、卸取引が進んでいない現状を踏まえまして、継続的なモニタリングとその評価をお願いいたします。

最後に3点目として、資料8ページにあります、既に取組を利用している事業者のグループ会社なども利用事業者の対象外とする旨の記載がありますが、もともと新規参入者を呼び込むための取組でありまして、また、今回の利用上限量の規模を考慮しても、それほど厳しくグループ会社を排除する必要はないと考えております。

私からは以上でございます。

○山内座長

次は草薙委員ですね。どうぞご発言ください。

○草薙委員

ありがとうございます。私から3点ほど申し述べたいと思ひます。

まず、スライドの10ページでございますけれども、卸価格の改定タイミングのところで、卸価



格の値上げの予告は値上げの3カ月以上前に卸元事業者から行うということとなっております。一方、値下げは若干違っておまして、値下げのタイミングを卸と小売で一致させるということが求められているところでございます。

これでよろしいかとは思いますが、値下げの予告ということを奨励されてはいかかと思えます。値下げの予告を3カ月という期間を使ってしていただきたいという趣旨ではなくて、結果的に値下げが分かっていたら、新規参入者の営業に資するのみならず、需要家の利用方法も変わり得ると思えます。ぜひ値下げについての事前告知というものが奨励されるべきではないかと思いましたので、その点申し述べます。

続きまして、スライドの12ですけれども、利用上限量でございます。

先ほど、第1グループについては100万立方メートルという数値などについて少ないというようなお考え、これは東電EPの佐藤オブザーバーからございました。

一方、松村委員は、むしろこの水準というものに同意されていると受けとめております。私も松村委員の立場に同調したいと思っております。

8ページのスライドに第4回のワーキンググループの議論の状況が示されております。こういった議論を非常にうまく踏まえて、今回、事務局が提案してくださったと考えておまして、同意したいと思っております。そもそも利用上限量を合理的な範囲で設定するということは、無限に認めるということではなく、ある程度抑えておくということに、私は意味があると思っております。上限量を超えたところで、まさに卸元間で競争が激しく行われるということも期待されるわけございまして、そういう観点から、原案、事務局案に同意したいと思っております。

もちろん、例えば100万立方メートルを超えたから急に意地悪を始めるなどということとはとてもないことであって、そこは厳しく律していただくということ、その制度設計を要望したいと思えます。

続きまして、14ページのスライドでございます。

フォローアップの項目が出されております。①、②とございますけれども、まず、①の措置の利用状況と競争状況のところ、今回の取組で利用相談者数がどのぐらいあるのかというようなことが掲げられておりますが、利用相談者数をとられるということに当たっては、可能であれば、結果的に利用しなかったということがあった場合、その理由まで分析していただけるような、そういう情報のとり方をしていただきたいと思えます。

②ですけれども、供給区域の市場規模を見ていただくということで、導管の延伸状況などを見ていただくのですけれども、このようなフォローアップによって、天然ガスシフトに資するものなのかをチェックしていただきたいと思っております。ワンタッチ卸供給から新規参入を始めて

いただいて、大きく育っていただきたいという思いはございますものの、ワンタッチ卸供給だけでは、いわばゼロサムゲームで終わってしまいます。今回の取組の趣旨は、まさに14のスライドにございますガスシステム改革の目的たる安定供給、ガス料金の最大限抑制、メニューの多様化と事業機会の拡大、そして、ガスの利用拡大に資する事業者が特に一般家庭向けガス小売事業への新規参入をスムーズにできるように行うものと考えておりますので、この②のフォローアップは極めて重要だと考えております。

以上であります。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、次は武田委員ですね。よろしく願いいたします。

○武田委員

ありがとうございます。

私からは2点あるのですが、1点目は、去年の8月に競争的な電力・ガス市場研究会の中間論点整理が出まして、そこで、ガス市場における問題点、競争上の問題点が網羅的に検討され、また、それが文字として示されています。その中で卸供給について、ガスについては卸取引所がないことから、特に卸市場、卸取引に係る監視が必要であると書かれています。

恐らく、今日のペーパーの6ページにまとめられています監視等委員会から示された情報管理の話というのも、その競争研での検討を受けての一つの示唆だと思います。この情報管理でありますとか、また窓口の話、こういったものは競争研の中でも議論されていますので、もう一度それに立ち返って、提案を見直して、チェックしていただく。これがスタートであります。また、これだけではなく、先ほどありましたように、独占禁止法、事業法でシーケンシャルに網羅的に規制されている制度についても、もう一度確認していただきたいということが1点でございます。

2点目ですけれども、2点目はグループ会社の話でございます。本日の資料ですと7ページであります。

7ページで、グループ会社の考え方について、会計ルールを参考に検討するのがいいと書かれています。スタートとしては、これでよろしいかと思えますけれども、電気の経過措置料金の解除の検討において、独立した事業者の要件につき、誰がどういった状況になれば独立した競争者と呼ぶかということが議論されています。そこでは、ここで書かれている会計ルールを基礎にした関連会社の概念とともに、競争、取引の実態を見て、例えば事業提携の関係などから競争、独立した競争者と呼べないような場合があるとの整理があります。

必ずしもそれと平仄を合わす必要はないと思えますけれども、ここでも持ち分などによって画

一的に、形式的に定める必要はないと思いますので、親会社、子会社、関連会社、その他関係会社等の5類型に当てはまっても競争している場合や、これに当てはまらない場合でも競争していないグループ会社と呼べるような場合などについて、実態、実質を見て判断することも重要ではないかと思います。

以上2点です。

○山内座長

ありがとうございます。

次は又吉委員ですね、どうぞ。

○又吉委員

ありがとうございます。

利用事業者から除外されるグループ会社の定義と、ガス発生設備保有予定の利用事業者等の利用可能期限の詳細につきまして、今回整理していただきましてありがとうございます。

グループ会社の定義につきまして1点だけ、また追加でコメントさせていただきたいと思います。

7ページ目のところにグループ会社の整理に際しての留意点、2つご指摘いただいているのですけれども、こちらに異議はございません。

一方、足元で企業体系が変化の途上にある現状を踏まえますと、関係会社、その他関係会社の定義というのは、たとえ会計ルールベースで見ても、かなり複雑になるのではないかと考えております。卸供給制度の目的、趣旨に照らしたグループ会社の定義を、もう少しちょっと細かく整理しておく必要があるのではないかと考えました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

随分ディスカッションしてきましたので、事務局の示された案に対して、おおむね賛成です。

それで、例えば利用上限量が第2グループで50万m<sup>3</sup>/年と設定されているが、この根拠はこの間もお話があったと思いますけれども、利用量の最低限が、50万m<sup>3</sup>/年あればどうにか自立型になり得るという事であり、妥当性があるだろうと思っています。ただ、今後チェックをしながらどういう展開を図っていくかということは非常に重要だと思っています。それが書いてあるのが資料3の14ページのフォローアップということだと思います。

ガスは生活に密着しているエネルギーですから、改革に際してはフォローアップをきちっとした上で、この制度が本来の目的に合っているかどうかということを明確にすべきだと思っております。

今、草薙委員のご発言とダブるかもしれませんが、エネルギー政策のバイブルと言われている第4次・第5次のエネルギー基本計画でも、ガスシフトということはきちっと書いてあります。ガスについては、環境性が良いということとパイプラインを持っていることがポイントだと思います。

パイプラインは日本の場合には国土の5%しかカバーしていませんから、これをどうやって延伸してネットワークを広げていくかということが重要です。ガスの卸市場を広げていくことによって、都市ガスのパイプラインの延伸にどういう影響を及ぼしているのかという点は非常に重要だと思います。

予測はなかなか難しいと思いますが、資料3の14ページの目的に一般家庭向けガス小売事業への新規参入との記載がありますように、安定供給、ガス料金最大限抑制、メニューの多様化等々を進める良質なガスの事業者、あるいはこれから志そうとする事業者も含めて、セットメニュー等様々なメニューで一般家庭向けガス小売への新規参入を支援するというためのガス卸供給という位置付けになると思います。

家庭向けが本当に増えていくのかについては、新しい団地ができて、そこにパイプラインが延伸して、ガス転換が行われるか次第だと思います。家庭もそんな増えるわけじゃありませんから、同じ需要家をとり合っているだけでは、ガスシフトにはあまり資さないことになります。そういう意味では、是非、今後の動向をきちっと見守った上で、適切な量的な整理、あるいは量的なものを定義していくということが重要ではないかと思っております。

ですから、資料3の14ページに記載のあるこういう制度を遂行するに当たっては、供給区域の市場規模等に関してきちっとフォローアップをした上で適切な対応をしていくことが、ユーザーにとってもメリットが出てきて、ガス事業の多様性にも資するものだと思います。

以上です。

○山内座長

次は市村委員、どうぞ。

○市村委員

ありがとうございます。私からは3点です。

1点目は、まず、グループ会社の定義ですけれども、先ほど来議論があるところですけれども、基本的に、まずはこういった概念の中で検討していくということでもいいのかなとは思っているの

ですが、あとは、実態ですね。実態を踏まえて、やはり、結局ここで除くという趣旨が、実質的に都市ガスの調達能力を有していると考えられる事業者については、今回の措置等含めて対象としないということだと思いますので、この幾つかの概念を組み合わせるといえることには思うのですが、その中で実質的にどういった事業者を対象とすべきなのかといったことを、実態を見て考えていただく必要があるのかなと思いました。

2点目でございますけれども、これはスライド12ページ目のところです。

先ほど来議論がありますが、100万とか50万を超えたら拒否するとか、不当に高い価格を提示する、これはあってはならないことだと思いますので、むしろ、100万が多いか少ないかという意味でいうと、一定の競争水準に、価格競争力を有する水準だということで、ここで、100万、50万と置くのは、それでいいのかなと。ただ、あとは、先ほど来懸念が示されていたようなところについては、きちんと必要に応じて状況をフォローアップしていくといったところが重要にはなってくるのかなと思っております。

12スライド目の「また」以降のところですが、ここも、私の理解としてはですが、基本的には14スライド目のフォローアップの一部なのかなとは思っております。卸取引の状況だけではなくて、さまざまな状況を踏まえて事後的な検証をする。ここはまさにフォローアップの一部といった整理なのかなとは考えているところでございます。

最後でございますけれども、卸、13スライド目のところです。

やはり一つのポイントとしては、既存のプラットフォーム事業者、エナジーアライアンスさんとの競争の歪みにつながってはいけないということでございますが、利用上限量と上限価格というのがやはり一つは肝にはなってくるのかなと。あまりそこが大きくなるとか非常に安くなると、競争がなかなか働きにくくなるということだと思います。加えて、先ほどおっしゃっていただきましたが、プラットフォームを提供されている事業者は単に卸をしているだけではなく、付帯サービスがさまざまある、そういう中で、ある意味、事業者が選択をしていく。その中で競争が図られていくといったところがあるべき姿なのかなとは思っています。まずは制度を進めていきながらフォローアップをしていくといったところが必要、重要になってくるのかなと考えております。

以上です。

○山内座長

次は二村委員ですね。どうぞご発言ください。

○二村委員

ありがとうございます。

確認をさせていただきたいというレベルなのですけれども、10ページ、卸価格の改定タイミングというところで、改定のタイミングについて一致させるよう整理するということが、実際に動き始めたときに、事業者さんの中でこのことについて何らか申し立てをしたいとか、そういうようなことがあったケースなどについて、チェックなり監視なり、あるいは、そういう申し立てができるような制度が用意されると推察をしています。そういった監視や申し立ての制度の検討について現時点で情報があれば教えていただきたいのと、あわせて、この間の議論の中にあつたかとは思いますが、標準料金から卸の価格を決めていくということですので、標準の価格そのものについても何らかの形で点検をされるような計画なり、制度が作られるのかということについて、お考えをお聞かせいただければと思います。

○山内座長

事務局からお願いします。

○下堀ガス市場整備室長

まず1点目の、何らか卸価格であるとか、何か利用事業者がやはりこれはどうなのだろうというのを思ったときの問い合わせ窓口といいますか、そういうのはまさに検討すべきものと思っていて、それは前回も、卸価格の妥当性については、きちんとモニタリングといいますか、チェックしていく必要がありますねと、その方法については今まさに検討中でといったところの中に含まれるだろうと思っております。ですので、2月には、ちょっとそういうのも含めて、きちんとお示ししたいと思っております。

2点目は、基本的に標準料金であれば、それを公表しているということであるのですけれども、経過措置料金から外れて3年間といったような一定の制限の中、ルールの中で、そういったところでチェックはしていると承知はしておりますけれども、基本的には標準料金というのも、小売の全面自由化の中で料金は基本的には自由と考えております。

○山内座長

よろしいですか。

○二村委員

状況としては分かりました。標準料金から卸の料金を算定していくときに、当然、卸の料金が不当なのに標準の料金は適正というのは考えづらいだろうとは思いますが、そこは整合するような運用をされるものと理解をしております。

○山内座長

松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、東京電力にお願いですけれども、先ほど、望ましい行為というので卸に応じる、でもそれ、盛んじゃないじゃないか、という点に関しては、ニーズがないから盛んじゃない、つまり、卸供給してくれと言われないから盛んでないという可能性も、してくれって言うのだけれど拒絶されていて盛んでないというのも、どっちもあり得るわけですね。そうすると、何らかの対応しようというときには、実際に卸供給をして欲しいけれども、ひどい条件しか言われない、あるいは拒絶されるということがあって、はじめて動けるということなのだと思います。

したがって、合理的な価格での卸供給を要求したけれども、明らかに不当なことを言われたとか、もう門前払いを食らったということがあったら、積極的に監視等委員会に相談していただいて、そこでの情報が蓄積された結果として、やはり相当問題があるということであれば、そこから問題提起するなり、あるいはエネ庁に行くなりというようなルートで対応ができると思います。

さっきの100、50についても同じだと思うのですが、100ぐらいだったら商売にならないというので、当然200、300というのはすぐ増やしていくという見込みがあってできるものだと思います。100を超えた途端に無体なことを言われたというようなことがあれば、もちろん直ちに対応する。そういうことはないだろうという予想のもとでこの制度を始めているので、そういうようなことについては具体的に、積極的に監視等委員会にぜひ相談していただきたい。

次に、これも第1回からずっと同じことを言っていて、もう繰り返してもしょうがないと思うのですが、ガスシフトという安直な話が出てくる。それと、ガスシフトが重要だというのはもちろん皆共有していることですが、何でガスシフトが進まないのかって、最大の理由はガスの価格が高過ぎること。したがって、ちゃんと競争が起こって、消費者にとってリーズナブルな価格になり、あるいは魅力的な契約が供給されるようになり、ということになれば、ガスシフトの後押しに絶対なるはず。具体的に、この制度が始まった結果として導管の投資がどれだけ増えましたなどということの前に、消費者の利益になっていることがガスシフトに大きく資することなんだということは、きちんと考える必要あるかと思います。

別の点です。二村委員がご心配になったのは、例えば、約款から逆算してるわけですね。今、経過措置が入っている間はそういうことは絶対ないですし、今のガス事業者、そんなこと絶対にやっていないので問題ないと思うのですが、原理的には、例えば経過措置が外れて、標準約款の料金を2倍にして、2倍にするけど実際には全ての人に半額で売ったとする。約款のところは高い価格になっていて、卸売はこの制度の下だとすごい高い価格になっているけれども、小売の実質的な価格は低いままなので消費者は文句を言わないなんてことだってあり得る。そういうようなときに、そもそもその約款の料金は正当なのか、そういうことを二村委員は気にされたのではないかと思います。さすがに、そんな約款を出しておきながら、それで契約する人ほとんどない

などという異常な状態になれば、エネ庁でも監視等委員会でも対応するということだと思えます。

一方で、自由料金なので、キャンペーンをしてはいけないとか、そこまで厳しく縛るのは不適切かもしれない。しかし約款があまりにも形骸化しているということがあれば、別のルートでちゃんとチェックすると思えます。

以上です。

○山内座長

男澤委員、どうぞ。

○男澤委員

ありがとうございます。

私からは、7ページ目のグループ会社の定義のところでございます。

他の委員の方からもご発言があったところでございますが、スタートとして、会計ルールを参考にとという事務局案には賛成いたします。この会計ルールというもの、実際に親会社、子会社、書いていただいておりますけれども、財規という法令にも定義があるところで、一つのコンセンサスを得たルールと思えますので、賛成いたします。

一方で、この親会社、子会社の関連会社、こちらの支配とか影響を及ぼすというところの判定は、基本的には資本上位会社から判定してまいります。これ、実際にグループ会社がどこかということ当てはめていくときには、逆に、そのスタートの起点というのは、そういった資本上位会社の下についている新規参入事業者さんということになるかと思えますので、そちらから遡って、どこまでが兄弟会社ですかと考えたときに、少し細かな話ですけれども、例えば兄弟会社の定義となりますと、同一の親会社を持つ会社という範囲になります。そうしたときに、この黒丸で整理していただいております実質的な調達能力を果たしてカバーできるのか否かというところに関しては、これをスタートとしつつも、もう少し実態を見ながら、今後検討していく必要があるのかなと考えます。

あと、こちらに関しましては、スタート時点でもう少し検討するという必要ですし、フォローアップといえますか、どのような実務が出てくるかということも踏まえて、都度見直しというフォローアップ、検討していくということが必要ではないかと考えております。

○山内座長

それでは、大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

前回お休みしたので、私の理解が間違っていたらいけませんので、ちょっと確認ですけれども、



新しく卸の、先ほどの量を言っておりましたけれども、この100とか50というのは1社に対してというお話だったのですけれども、例えばその市場に2社とか3社とか入ってこられた場合には、1社について100万の利用上限となるのか、それとも、合計で100万、50万となるのかというところをまず確認させていただきたいと思いますが、いいでしょうか。

○山内座長

いかがですか。

○下堀ガス市場整備室長

利用事業者1社当たりの量が100万立米で、それが複数になれば、掛ける2倍、3倍というふうになっていきますので、総量ではございません。

○大石委員

ありがとうございます。

そうなりますと、今の現状として、そこまで心配する必要はないのかもしれませんが、何社かが入ってきた場合に、特に都市ガスの場合は新規で入ってこられる方のほうが逆に供給能力があるので、なので制限は加えてあるとは思いますが、今後、ここにも書いてありますように、卸取引の状況はやっぱりきちんと見ていって、実際に逆転現象などが起こらないかどうかというのは、ぜひ慎重に検討していただきたいなと思います。

それから、先ほど、二村委員もちょっとおっしゃいましたけれども、そんなことはないと思いますけれども、やっぱり自由化後、標準メニューというのがあつてないようなものになっていく心配も、他の業界など見ておりますとあるものですから、今の段階では大丈夫とは思いますが、事後監視も含めて、ぜひその標準メニューについてはきちんと出していただくような事後監視をお願いできればと思います。

以上です。

○山内座長

それでは、沢田オブザーバー、どうぞ。

○沢田オブザーバー

利用事業者の対象外としますグループ会社の定義について、私からも一言発言をさせていただきたいと思います。

具体的な内容につきましては、本活性化策の目的であります、交渉力の弱い小規模な事業者であってもガス小売事業への新規参入と相当量の需要獲得が可能となる環境の整備に沿うものであるとともに、既存の卸競争ですとか、小売競争を歪ませることがないことが重要だと考えております。

そのため、ぜひグループ会社の定義に当たりましては、先ほど来ご議論がありますけれども、実態ですとか実質を見て、きめ細かく、また幅広く検討していただきますように、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○山内座長

大石委員と男澤委員はよろしいですか。いいですか。ほかに。

木尾オブザーバー。

○木尾電力・ガス取引監視等委員会取引制度企画室長

監視等委員会でございますけれども、今日、何回かご発言に出たことの繰り返しになりますけれども、13ページに、利用上限の自己検証についてでありますけれども、小売市場の競争の実際の促進につながる事が大事だと思っておりますので、措置実施後の競争の状況を広く踏まえていただいて、見直しの必要性を検証する必要があるのではないかと考えてございます。

以上です。

○山内座長

その他に発言のご希望ございますか。

どうぞ、柏木委員。

○柏木委員

ガスシフトの話ですけれども、ガス価格が下がれば勝手にガスシフトが進むとのご発言がありました。もちろん、それは一つの要素ではあるのですが、強靱化の問題とか、ガスのパイプラインは非常に強いとか、あるいは環境性だとか、国が背負うべき側面というのがあるわけです。ガスシフトというのは総合的な観点で言っています。単に価格が下がることでガスシフトが進む可能性は十分あるのですが、それ以上に、ガス体自体は熱併給も非常に容易にできますし、国としての他の側面も含めてガスシフトを考えていく必要もあるのではないかと思います。

以上です。

○山内座長

他に、よろしゅうございますか。

それでは、次の議題に進ませていただきますが、次は一括受ガスについてでございます。これも事務局から、資料4のご説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

では、資料4を使って、一括受ガスについてご説明させていただきます。もうかなり今までもご議論させていただきましたので、今までの論点をまとめるようなスライドになってございます。

スライドの1から5までは、これは前回の議論ということで、事業者のモデルとか需要家代理モデルとかありましたが、それも踏まえて6ページ以降の、これまでの議論のまとめにしておりますので、6ページからご説明をさせていただきます。

議論の目的、改めておさらいですけれども、背景としては、ガスの小売全面自由化前の2016年時点では一括受ガスは許容されなかったということで、ただ、将来的な許容の要否については、自由化後の需要家ニーズも踏まえての継続検討課題とされていたところがございます。自由化後の2017年には、新規ガス小売事業者から検討を進めるよう意見が寄せられまして、また、2018年の第3次規制改革実施計画には、一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について、2018年度中の検討・結論、必要に応じた速やかな措置が盛り込まれたところがございます。ということで、こちらの措置の検討というのが議論の目的でございます。

7ページには、これまでこのワーキングで議論してきた項目、議題や開催日等が掲載されていまして、議論の中身は次のスライド8から3枚ぐらいにまとめています。

論点としては、事業者ニーズのところ、事業者から一括受ガスの制度化、または既存の一括受ガス状態の期限を区切った解消というような提案がありました。

それから、需要家ニーズについては、オブザーバーとして事業者にも参加していただいて、かなり詳細に何度も聞いたということでございます。

価格競争促進効果につきましては、委員から、一括受ガス事業者が負担すべきコストを一般ガス導管事業者に押しつけるクリーム・スキミングに対しては、否定的な意見が提示されたところでもあります。

ただ、需要を束ねるといった事業者のニーズというのは認められて、そこについては需要家代理モデルである程度対応可能ではないかという話があったかと思えます。

その下、託送料金の公平性につきましては、一括受ガス状態の物件から、それ以外の物件、こういったところに託送料金の負担のしわ寄せがいくといったような、公平性の確保というのはきちんと必要ではないかという指摘があったところがございます。

次のスライド9ですけれども、スイッチングの選択肢、契約単位については、かなり詳細に皆様からご意見をいただいたと認識しております。やはり相当ありましたが、一方で事業者から提案のあった一括、それから各戸離脱可能な供給混合モデルといったものは、ガスの最終使用者が自らの意思でスイッチングできないホワイトラベルに該当するのではないかという議論もあったと思えます。

次の論点の引き込み圧力、受ガス実態については、圧力が高い、中圧のものというのはなかなか限定的な事例かなというお話があったと思えます。

それから、契約期間やスイッチングの違約金等のお話もございました。

10ページでございます。

需要家保護につきまして、こちらは、需要家保護に資するような取組をガイドラインに追記することで需要家保護は可能ではないかと、当初、事業者からご提案がございました。議論があったわけですが、委員からは、一括契約モデルでは需要家保護の法的担保が懸念されるということ、それから、ホワイトラベルに関連して、やはりガスを使用していない者が契約名義人であることによる需要家に対する不利益というのは非常に大きいということで、ガスの使用者が契約名義人となる原則は変えるべきでないという指摘があったところです。最終的には、事業者から、需要家代理モデルのほうが、法的担保で需要家保護を確実にするという意味では、より望ましいものであるとの理解が示されたところでもあります。

内管保安責任につきましては、オブザーバーから、内管保安責任の整理を見直すことで保安水準を担保できるか、前向きに検討してほしいというご提案がございました。事業者からも、内管保安は従前どおり、一般ガス導管事業者が担う整理が必要であるという指摘もあったところがございます。また、保安の担当の部署から、一般ガス導管事業者が内管保安責任を担う整理、全体として担う整理の趣旨の説明がありまして、それを受けて委員からも、内管保安責任の移転を可能にする状況変化が生じているわけではないということ、現時点で内管保安責任の整理を堅持するという判断が不合理とは考えないという趣旨のご発言があったかと思えます。また、保安レベルの向上度合いに応じて見直すべきは見直すというような、保安担当部署の考え方にも賛意が示されたところがございます。

といったような論点、さまざま議論してまいりましたけれども、後ろ、続いて幾つか参考資料、これまでの資料を幾つかピックアップしております。

11は、事業者からこういう提案がございましたというものですし、12ページ、13ページ、14ページは、それぞれこういった一括受ガスの論点、それから構成要素に分けていろんなモデルを、14ページに示すような、いろんなモデルを検証してきました。

それから、15ページは前回の資料ですけれども、事業者から提案のあった一括各戸供給混合モデルとホワイトラベルの比較というところで、なかなか、この混合モデルというのはホワイトラベルの形態に該当し、事業法上の需要家保護も担保されないのではないか、自らスイッチングできない等の事態が想定されるのではないかという議論があったところございまして、それに、代わりといいますか、事業者のニーズも満たすものとしての需要家代理モデルの活用の可能性のスライドが16でございます。

といった点を1枚でまとめるとスライド17になりまして、私が今ご説明を申し上げたようなこ

とが、こちらに記載をされているところでございます。

結論です。規制改革実施計画、きっかけとなるこちらの一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討をしっかりと行い、それから、事業者提案の目的である需要家の利用メニューの多様化とか、販売経費の圧縮、それから安価な料金メニューの適用、の実現方法を検討したところ、需要家代理モデルを活用することで需要家保護とスイッチング選択肢を確保した上で、ガス需要を束ねるといった事業者ニーズの実現が可能であるという議論が行われたと思っております。

以上の議論を踏まえまして、次のスライド18でございますけれども、今般の措置といたしまして、需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理の明確化と、一括受ガス状態にある案件の早急な是正等の検討を進めてはどうかと思っております。

それが今日の新たな論点といたしますか、次のスライド19でございますけれども、需要家代理モデルをこれから進めていくに当たって、こちら、幾つかの留意点があるのではないかと事務局としては思っています。

スライド19でございますけれども、2つ目の黒丸ですけれども、代理事業者にはガスの小売営業に関する指針上の望ましい行為の実施が期待される。需要家に適切な情報を提供しないことによって需要家の利益が害されることを防ぐ。そのためには、代理事業者にはガス事業法上、ガス小売事業者に求めるのと同様の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望まれている。

こちらの説明・書面交付に当たっては、代理事業者が需要家との代理契約において設定する手数料等の条件についても、あわせて需要家へ説明・書面交付することが望まれるということとしてはどうかと思っております。

次のスライド20でございますけれども、需要家代理モデルにおける代理事業者が、需要家とガス小売事業者の小売供給契約の成立に尽力する媒介を実質的に行う場合も想定されます。代理事業者が媒介事業者に当たる場合には、ガス事業法上、需要家への説明義務・書面交付義務を負うことに留意して事業を営む必要がございます。この場合の需要家の代理人は、自らを需要家としてみなして、個別の需要家への説明・書面交付を省略するということが決してないように、同等の措置というのを需要家に対して適切に行うこと、こちらが望まれると思っております。需要家代理モデルを適用してビジネスをやっていく際には、こういったことに留意が必要だということでございます。

もう一つの論点でございますけれども、一括受ガス状態にある案件の早急な是正ということで、スライドを用意させていただいております。スライド21でございます。

まず、この一括受ガス状態の案件につきましては、2016年の11月に経済産業省から事務連絡を

発出しまして、旧一般ガス事業者に対して供給契約の是正を要請してまいりました。事業者が是正に取り組んでいるものの、今回、12月末時点で改めて調査をいたしました。約400件の是正対応が必要な状況となっています。

下のグラフですけれども、2017年3月末の時点で、約600のうち、このピンクの521というのが、まだまだ是正対応中とありますが、是正が必要な案件でございますが、少しずつ減ってはいるものの、まだ408というところで、現在確認されているだけで、これがやはり是正が必要という状況になっております。

まさに、この一括受ガス状態案件の、これ、早急な是正というのは需要家保護の担保、スイッチング選択肢の確保、需要家間の託送料金負担の公平性の担保、こういった点ですね。事業者間、小売事業者間の円滑な競争の確保の観点から、非常に重要と事務局としても思っているところがございます。

最後のスライド、22でございますが、その是正に当たりまして、一般ガス導管事業者、それからガスの小売事業者、さらには需要家に対して、それぞれきちんと是正を進めることを、国から要請するということをしてはどうかと思っております。

是正には幾つか種類がございますけれども、ハード面、ソフト面の是正ということですが、一番上の、一つはガスメーター。個別の需要家がきちんとガスメーターを設置して契約も結んで、そういう設置には、設備上、その設備更新の時期とか、いきなりふらっと行って設備が設置できるというものでない聞いていますので、ガスメーターの設置といった設備構成の是正というのは必要である。それから、②としまして託送供給契約上の需要場所の是正であるとか、③として小売供給契約上の需要場所及び需要家側の契約者の是正、こういったものが必要だと考えております。

この際、導管事業者に対しては①と②の是正、それから、ガスの小売事業者については②と③の是正、それから、需要家側の契約者に対しては③の是正、こういったものを要請していくということですが、各関係者に一括受ガス状態にある案件の是正、または、もしそれがハード面での時間がかかるといったような場合は是正の見込みの確保、こちらを例えば2020年度中に完了するように要請することとしてはいかがかと思っております。一定期間、すぐとって、なかなか理解していただくことが大事ではあるのですけれども、そういったところを、国としてもしっかりこはやっていくべきだと思っております。

また、留意点としてスイッチング。小売が今、スイッチングされる可能性もありますので、そういった場合はきちんと引き継ぐべきでありますし、スイッチングの有無にかかわらず、もう是正すべきものは是正すべきことということで、一般ガス導管事業者に対しても伝えるということ

で、早急な是正にしっかり取り組みたいと思っております。

私からは以上でございます。

○山内座長

それでは、2番目の議題は一括受ガスですが、これについてご意見、ご質問を賜りたいと思いますけれども、ご発言のご希望の方いらっしゃいますか。

草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

大きく2つの論点につきまして、いずれも事務局案に概ね賛成させていただきます。

2点申し述べたいと思います。

まず、スライドの20でございますけれども、需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化の論点ですが、まずは、需要家代理モデルの場合、需要のアグリゲートは許容されないという点は再確認すべきだろうと思います。

その上で、媒介ですけれども、需要家保護の観点から、媒介においては、あくまでも特定事業者の媒介であるならば、そのことを営業開始に先立って、事実としてその旨を明らかにするようガイドライン等で規定されるべきではないかと考えます。そのような立場の者が需要家にとって最良の選択をする代理事業者であるかのように、事業者として需要家をミスリードするというのは、仮に結果として最良の選択肢を需要家に与えているとしましても、許されないということではないかと考えております。したがって、ガイドライン等での規定ということをお考えいただけないかと思っております。

2点目は、22ページのスライドですけれども、そもそも是正見込みというものの定義は21ページにございまして、是正見込みと申しますのは、契約の見直しを最終需要家が納得すれば、この段階に入るはずでございます。違法な状態にあるのだとか、そういったことの認識のもとで、契約の見直しを我々はしなければならぬのだなという認識をしていただくということによろしいのだとすれば、今日現在、まだ2018年度中でございます、そのことを踏まえ、なおかつ是正対応中のものは400件ほどに留まっているということからしまして、2020年度中というのはちょっと期間を長くとり過ぎではないか。2019年度中に確保するということが可能かと思っておりますので、1年前倒しということをご検討いただけないかと思っております。

以上です。

○山内座長

沢田オブザーバー、どうぞ。

○沢田オブザーバー

契約の是正につきまして、発言をさせていただきたいと思います。

是正が必要な件数を今回ご提示いただきましたけれども、各事業者は、お客様の設備改修の機会などを捉えて、何とか不適切な状態になってしまった契約について、鋭意、是正につなげようと努力をしているところでございます。説明にもございましたけれども、是正のためには、お客様のガスの配管ですとかメーターといった設備の改修をお願いするケースがございますが、設備改修をする場合、建物の物理的な制約や予算の制約などがあり、是正には時間がかかってまいります点につきまして、改めてご理解をいただければ幸いです。

もちろん、今、草薙先生からもご指摘もありましたけれども、我々といたしましても不適切な契約の是正の必要性については十分認識をしているところでございます。今後も小売事業者と導管事業者が連携・協力をし、何とかお客様にご理解をいただき、着実に是正を進めていけるように促してまいりたいと私どもとしても考えているところでございます。

また、事務局資料22ページに記載のあります、一般ガス導管事業者がスイッチング後のガス小売事業者にのみ早急な是正を要請するような事態、こういったことは発生しないように、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山内座長

次は、佐藤オブザーバー、どうぞ。

○佐藤オブザーバー

一括受ガスにつきましては、前回のワーキングでもお話ししましたように、託送料金のクリーム・スキミングや電気事業とガス事業の構造上の違いから認められないと整理されたことについては、非常に残念と感じております。

一方で、今回の一括受ガス議論を契機に、これまで進まなかった小売事業者間の不平等な扱いが一つでも是正される方向に向かうのであれば、その点については非常に期待しているところでございます。

ただし、経済産業省による最初の是正要請から既に2年以上が経過しているにもかかわらず、依然として違法状態が続いている状況もでございます。この上、さらに2年をかけて是正の見込みまで持っていくということが目標では、全件是正までは相当な年数を覚悟しなければならないこととなります。

実態として、お客様の物理的な工事を伴わなくても、是正をすることが可能と思われる案件もあります。今回、お客様側にも経済産業省からは是正を要請すると記載していただいたことは意義



があると思いますので、経済産業省が是正できない理由をしっかりと把握し、できるものから速やかに是正されるよう、継続的に監視・指導することで、一刻も早い全件是正をぜひ目指していただきたいと思います。

以上でございます。

○山内座長

他にご発言。どうぞ、二村委員。

○二村委員

ありがとうございます。

まず、一括受ガスの件ですけれども、今回整理をしていただいた内容で、私がこれまで申し上げてきた意見についてはお答えいただいていると思っています。

念押しということになりますが、需要家代理モデルと代理事業者、それから媒介事業者の方々の行為においても、消費者が誤解をしたり、あるいは不利益を被ることがないように、適切な監視あるいは指導というものを行っていただければと思っています。それが1点です。

それからもう一つ、一括受ガス状態にある案件の是正ということですが、これまでの議論の経過からも、これはきちんと是正をしなければ通らない話であるとは思っております。アイデア的なことではありますが、なかなかガスの事業者さんからだけでは先方の需要家の方にご納得いただけないということもあるのであれば、伺っているところだと、商業施設等でのテナントとか、そういうケースが多いということですので、商業施設を管理している側からのアプローチというのでしょうか、管轄の部署あるいは役所自体が違うのか、私にはそのあたりは分かりませんが、実際に場所をお貸ししている側のほうに、こういった事実があって、こういう是正が必要なのだということをアプローチされることも必要ではないかと思いました。

以上です。

○山内座長

大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

今の二村委員の意見と重なりますけれども、今回、需要家代理モデルという名前で、この形が認められたわけですけれども、例えば一括受電をしているマンションでこのモデルが行われた場合には、やはり消費者はすごく混乱するといえますか、一括受電と同じように自分は契約について自由に変えられないのだという認識を持ってしまう可能性もあるかなと思いますので、特に一括受電との違いといえますか、個人の需要家が自由に契約は変えられるということは、しっか

り説明の中に入れていただきたいなというのが一つです。

それと、需要家代理を行う事業者につきましても、契約を取ることのみが目的となり、説明が疎かにならないよう、このところもぜひガイドライン等でしっかり見ていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○山内座長

松村委員、どうぞ。

○松村委員

すみません、手を上げるタイミングを間違えたみたいです。私、最後に発言しようと思っていたのです。今回出てきた整理は、今までの議論を踏まえた、一括受ガスは幾つかの類型を整理したけれども、そのいずれもいろんな問題があるということ、その一部はこういうモデル、ここで整理されたようなモデルで対応できるということを明らかにした。いろんな理由から適切な、正当な整理だと思います。

一方で、一括受ガスが事実上ゼロ回答になって全く進まなかったのは残念。

特に類型でいうと、これは橘川委員もずっと言っておられたわけですが、保安の部分も変えた上で一括受ガスを入れるという類型に関しては一定の期待があった。一定の期待はあったけれども、保安の整理は、もう自由化に際して十分に議論して行ったもの、それから大きな変化がないということだから、この結論も合理的だというのは納得はしている。一方で、もし今回この整理が変わって、その結果として、その類型の一括受ガスが可能になったとすると、そのパイプロダクトと言うと変なのですけれども、内管保安とか、その工事とかというところに関する今の制度の問題点に光を当てる効果があったかもしれない。

あまりいい言葉ではないと思いますが、今の制度がある種の利権の巣窟になっていて、ものすごく高いコストをかけて、消費者の利益を損なっているのではないかと。決めつけているわけではないが、そういうことがないかと疑っている人はそれなりにいる。ここで保安が移った結果として、新たに出てきた人たちは、そこをものすごく効率的に行った結果として、消費者の大きな利益になる例ができると、本体のほうの考え方も変わるのではないかとというような、副次的な効果を期待していた。しかし、その副次的効果を期待するために保安をないがしろにするのは許されることではないので、今回認められなかったというのはしようがないと思う。一方で、この点に対する不満は、依然として残ったまままだということは、私たちは認識する必要がある。

この制度というのは、ある意味で、規制改革の文脈でいうとすごく遅れたというか、古色蒼然たるものが残っている。今、安全規制があったとしても、多くの規制は材質、工法を指定するの

ではなく、性能を指定して、その一定の性能を満たすものに変えていく。それに対して事業者が創意工夫できるようにするという方向に大きく変わってきているのに対して、今現在のガスの制度は、事業者が材質から工法から何から何まで全部指定する格好になっていて、その効率化は遅れている。監視等委員会もここには関心を持っているということはあったとしても、これはその制度そのものを扱うのではなく、そのようなコスト構造のもとで、今ついているある種の料金が適正かどうかは見るけれども、その元々の制度のところまで切り込むことはできない。

その元々のところに切り込むことができるのは、保安を担当する委員会であり、保安を担当する部署。これに対する不満があることはもう一度認識していただいて、今回これではできなかったということなので、利権の巣窟になっていて、すごく高いコストを消費者に押しつけているのではないことを、何らかの形で示す、あるいは担保する制度改革については、別の委員会の話になりますが、いま一度考えていただければと願っております。

以上です。

○田村産業保安グループガス安全室長

よろしいですか。

○山内座長

今の点についてですか。はい、どうぞ。

○田村産業保安グループガス安全室長

ガス安全室長の田村でございます。

ただいまの松村委員からのコメントでございますが、誠に大変貴重なご意見、ありがとうございます。

私からも前回申し上げたとおり、安全部署の立場としては、やはり今のルールはしっかり厳格に執行し、あるいは遵守していただくという必要があるかと思っておりますが、一方では、そのルールが、それが普遍のものかという、決してそうではない。当然、社会情勢も変われば保安技術も変わる、それから保安を見る人の能力も変わるという、そういう変化を捉えながら不断に既成のルールを見直すというのが、我々産業保安グループとしての、それも一つの使命だと思っておりますので、今、松村先生からいただいたお言葉については、私どもとしてもしっかり受けとめさせていただいて、今後の規制活動につなげていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○山内座長

よろしいですか。

それでは、市村委員、どうぞご発言を。

○市村委員

ありがとうございます。

今回の一括受ガスに関しての事務局の整理ですけれども、結論は異論・異存ございません。

先ほど保安の話もありますし、私としては、その点と今回の事業者さんからの提案した内容がやはり電気のホワイトラベルと同様になってしまうのではないかといった点、そこは需要家保護の観点から認められなかったかといったところに、立ち返る必要があるのではないかと、といったところがポイントと考えております。

その上で、スライド20ページ目でございますけれども、需要家の代理事業者が媒介事業者に当たるような場合の規律でございますけれども、先ほど、草薙委員もコメントされておりましたが、本質的に需要家側の媒介でもあり、ガス小売事業者側での媒介でもあるという、利益相反関係にあるといったことを踏まえた規律というものが必要になってくると思っております。

具体的には、先ほどありましたが、営業に当たって媒介事業者、ガス小売事業者の媒介であるといったことをきちんと説明するというのもそうですし、需要家への説明・書面交付といったところも、やはりこれは、需要家さんの代理なのでいいですよといった形で省略するというのは、利益相反関係にあるといった観点を踏まえると不適切だと思っておりますので、望まれるというよりは、むしろ必要ということかなと考えておりますが、そういったところの規律は必要になってくると思っております。

以上です。

○山内座長

その他にご発言のご希望いらっしゃいますか。

よろしゅうございますか。

それでは、一括受ガスに関する検討については、皆様のご意見いただきましたので、これで終了させていただきますが、今日の議題は以上の2つでございますので、本日の議論は以上ということと終了したいと思います。

最後に、今後の予定について、事務局からご説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

今回は、2月28日木曜日、午前9時から11時までとなっております、場所と議題については追ってご連絡したいと思います。

○山内座長

他に何か特段ご発言ございますか。

もしよろしければ、以上をもちまして第5回ガス事業制度検討ワーキンググループを終了とさ

させていただきます。

どうもご協力いただきまして、ありがとうございました。

午後6時38分 閉会